

『成年後見制度ってなんだろう?』のリーフレットを読んで、
わかったことを確認してみよう!

せいねんこうけん

成年後見制度は、誰のための制度なのかな?

問1 次の① ② ③の () にあてはまる言葉を、ア～クの中から選んで、
それぞれの () の中に書きましょう。

私たちの社会で暮らしている人々の中には、認知症や、知的障がい、
精神障がいなどのために、自分のことや周りの人との契約や手続などを
自分で決めることが難しい人がいます。そのような人のために、その人
が自分で決めることができる程度に合わせて、(① **ウ**) が
「(② **エ**)」「保佐人」「補助人」を選んで、その人の権利を
まもって法律的に支援をする制度があります。

この制度のことを、(③ **キ**) と言います。

- ア. 市町村 イ. 保健所 ウ. 家庭裁判所
エ. 成年後見人 オ. 法律専門家 カ. 医師
キ. 成年後見制度 ク. 介護保険制度

注: 「自分で決めることができる程度」という表現が難しい場合は、「ほとんど自分
で決められないのか、それほどではなくてもかなり難しいのか、少しだけ難しいの
か、というどの場合に当てはまるのか」といった言い換えをしてみてください。

問2 成年後見制度は、誰のための制度なのでしょう。次の① ②それぞれ
の場合についての説明のうち、正しい方の () に ○ をつけましょう。

- ① 認知症のようだとおわれて銀行の手続ができないAさんの場合
(○) 自分で決めて手続をすることが難しいAさんを助けるための
制度。
() Aさんの息子さんが困らないための制度。
- ② 施設と契約することが難しい、知的障がいのあるBさんの場合
(○) 契約することが難しいBさんを助けるための制度。
() Bさんのお姉さんが困らないための制度。

『成年後見制度ってなんだろう?』のリーフレットを読んで、考えてみよう!

せいねんこうけん

成年後見制度 …事例を読んで、考えてみよう

問3 身近な家族のために成年後見制度を利用しようと考えた人が、そのときのことを説明しています。次の① ② ③の()にあてはまる言葉を、ア～クの中から選んで、それぞれの()の中に入れてください。

私の父は、認知症だと診断されました。私が父の代わりに銀行の手続きをすれば良いと思っていましたが、父の銀行預金をどう使うか、使わないかを決めることができるのは、銀行にお金を預けた(① **ア**)だけです。でも、父が自分の銀行預金をどう使うか、使わないかを一人で決めることが難しくなったので、どの程度難しくなったのか、医師に診断書を書いてもらいました。診断書には、「自己の財産を管理・処分することができない」と書かれていましたので、(② **エ**)を選んでほしいと(③ **キ**)に申立をすることにしました。

- ア. 本人 イ. 家族 ウ. 銀行
エ. 成年後見人 オ. 法律専門家 カ. 医師
キ. 家庭裁判所 ク. 地方裁判所

問4 成年後見人の仕事について説明している次の文について、正しい説明には○、間違っているものには×を、それぞれの()の中に入れてください。

- (○) 成年後見人は、本人の財産を調べてその財産を本人の代わりに適切に管理したり、収入を増やすために必要な手続きをしたりする。
- (○) 本人が必要な介助を受けて暮らすことができる施設を探し、本人の希望を尊重して入所先を決定することも、成年後見人の仕事の一つである。
- (×) 本人に必要な介助が受けられる施設との契約が終わったら、成年後見人としての仕事が終了する。
- (×) 成年後見人は、誰からも監督されることは無く、本人のために自由にいろいろなことを判断することが許されている。

『成年後見制度ってなんだろう?』のリーフレットを読んで、考えてみよう!

せいねんこうけん

成年後見制度 …事例を読んで、考えてみよう

問5 知的障がいのあるCさんが「コンサートに行きたい」と希望したことについて説明している次の文について、正しい説明には○、間違っているものには×を、それぞれの()の中に書きましょう。

- (×) 施設で暮らしているCさんがコンサートに行くのはわがままなので、Cさんの意見をきく必要はない。
- (○) Cさんが自分らしく生きられるように、Cさんの生活費の中から必要な費用が出せるか、安全な契約ができるか、いろいろ考えて、Cさんとも相談しながら実現できるようにしていくべきだ。
- (○) Cさんに成年後見人が選ばれていれば、Cさんがコンサートに行くために必要な契約は、Cさんに代って、成年後見人がすることができる。
- (×) Cさんに成年後見人が選ばれていなければ、Cさんがコンサートに行くために必要な契約は、Cさんが暮らしている施設の施設長さんがすることができる。

問6 2つの新聞社と契約をして、2つの新聞を配達してもらっている認知症のDさんについて説明している次の文について、正しい説明には○、間違っているものには×を、それぞれの()の中に書きましょう。

- (×) 認知症の人が新聞を読むはずがないから、2つの新聞の契約は解約して、配達はやめてもらうべきだ。
- (○) Dさんが、若いころからずっと2つの新聞を配達してもらっていて、新聞を見ることを楽しみにしているのなら、認知症になったからという理由だけで契約を解約するのは、Dさんが自分らしく生きることを妨害してしまうかもしれない。
- (○) Dさんが、悪質商法のようにだまされて2つの新聞を配達してもらっている場合は、Dさんが自分の考えで決めて契約をしていないので、解約することを考えるべきだ。
- (×) Dさんの気持ちや事情に関係なく、Dさんの生活を助けているホームヘルパーさんたちの都合で、2つの新聞を取るかどうかを決めて良い。

『成年後見制度ってなんだろう?』のリーフレットを読んで、考えてみよう!

せいねんこうけん

成年後見制度の「法律」について考えてみよう

成年後見制度は、2000年に始まった新しい制度です。

この制度がつくられた目的について、一緒に考えてみましょう。

注：(グループ討論、自由研究などの課題としてもご利用ください。)

問7 成年後見制度ができる以前は、「判断力が不十分な人が『家』の財産を減らさないようにする」ことを目的とした明治時代からの考え方に基づく制度がありました。この制度は、判断力が不十分な人=その本人にとって、どういうことが問題だと指摘されていたのでしょうか。

解答例は、後記のとおり。

問8 リーフレットの3頁の事例に登場するCさんとDさんは、「自分らしく生きられるように」それぞれどんな願いをもって暮らしていると思いますか。また、どうすればその願いを尊重できると思いますか。CさんとDさんのうちどちらか1人を選んで○を付け、その人の願いを尊重することについてあなたが気づいたことを書いてみましょう。

選んだ人： Cさん ・ Dさん

気づいたこと

解答例は、後記のとおり。(本人の願いを自由に想像して、その願いをどうしたら尊重できるか、いろいろ考えてみてください。)

問9 現在では、成年後見人が選ばれた人も選挙権や被選挙権を無くしてしまうことはありません。しかし、2013年の法改正の以前は、成年後見人が選ばれた高齢者や障がいのある方の選挙権や被選挙権が無くなってしまおうという問題がありました。「選挙権が無い」ことに、どのような問題があったのでしょうか。わかったことを書いてみましょう。

解答例は、後記のとおり。

(後記：解答例)

注： 以下は、参考として解答を例示したもので、他にも様々な考え方があります。特に「問8」については、成年後見人等のみなさんは、一人ひとりの事例ごとに、ご本人にとって一番良い方法をそれぞれ具体的に判断されていますので、解答例とは異なる判断をされているケースもあるかもしれません。したがって、以下の記述式の設問については、正しいか、間違っているか、という観点からではなく、解答者自身が成年後見制度を利用している本人の立場に立って、その人を尊重しながら考えようとしているか、という観点から評価してみてください。

問7 解答例（他にも答えがあります。いろいろ考えてみてください。）

- ・判断力不十分な人にもその人が自分らしく生きる権利があって、その権利を尊重すべきであるのに、そうでは無かったことが問題だった。
- ・日本国憲法で「すべて国民は個人として尊重される」ときめられているのに、判断力不十分な人は個人として尊重されていなかったことが問題だった。

問8 解答例（他にも答えがあります。いろいろ考えてみてください。）

選んだ人： Cさん・ Dさん の場合の解答例

気づいたこと

- ・ Cさんは、周りの人と同じように自由にコンサートに行ったり、楽しいところに出かけたりしたいと思って暮らしているのだと思う。
- ・好きなコンサートに行きたいとき、私だったらチケットや電車のきっぷを買うだけでコンサートに行けるけど、Cさんの場合は介助の人とかたくさん契約が必要だとわかった。私だってこんなに複雑だったら困るから、Cさんも困っていたと思う。

選んだ人： Cさん・ Dさん の場合の解答例

気づいたこと

- ・ Dさんは、若いころと同じように好きな新聞を読みながら、今までと同じように自分の家で暮らしたいんだと思う。
- ・周りの人たちから見たらゴミにしか見えない新聞も、Dさんにとっては大切な物かもしれない。Dさんの気持ちや希望をきちんと聴いて、一つひとつのことを決めていくことが大切だとわかった。

問9 解答例（他にも答えがあります。いろいろ考えてみてください。）

- 選挙で議員を選び、自分の意見を反映してもらう権利が侵害されている状態が続いていた。
- 判断力が不十分な人でも、選挙を通じて意見を言いたいことがあって、その意見をきかないのは問題なのだとわかった。
- 自分をまもるための成年後見人を選んでもらうと、国に自分の意見を言うための選挙権がなくなってしまうので、どちらも自分らしく生きるためには大切な権利なのに、どちらかを選べば片方はあきらめないといけない、という問題があった。
- 自分の権利をまもったり、自分らしく生きようとして成年後見制度を使えば、本来みんなが平等にもっているはずの選挙権や被選挙権、国民投票権という大切な基本的人権が奪われるので、判断力不十分な人を個人として尊重していないという問題があった。
- 国政に、成年後見制度を利用している人の意見が反映されないという問題があった。
- どんな国にしたいか、どんな制度をつくるかを決めるときに、成年後見制度を利用している人の意見をきかない（無視する）制度だという問題があった。